

歯科

2024 年度
個別指導指摘事項 ④

本資料は、県保険医協会が関東信越厚生局長野事務所への開示請求で得た各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容については指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的な是非を問うことはできないことを留意の上、参考資料とされたい。

I. 保険診療等に関する事項

10. 手術

表中（ ）内の数字は同様の指摘を受けた医療機関件数、▲は自主返還の対象となった指摘を示している。

指摘のあった項目	指摘事項
総論的事項	歯根分割掻爬術の症状及び手術内容について診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
抜歯手術	抜歯手術（難抜歯加算、埋伏歯）における（症状、所見、手術内容、術後経過）について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。（9）
	ヘミセクション（分割抜歯）の際に、併せて抜歯手術を誤って算定している例が認められたので改めること。▲
	骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が 3 分の 2 以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない場合に、算定できない抜歯手術「4 埋伏歯」及び注 3 に掲げる加算を算定している例が認められたので改めること。▲
歯根嚢胞摘出手術	歯根嚢胞摘出手術における症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。（2）
口腔内消炎手術	症状及び手術内容の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している例が認められたので改めること。▲
	診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 症状（6） イ 手術内容の要点（5）
歯周外科手術	算定要件を満たしていない歯周外科手術を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 手術内容の要点を診療録に記載していない。▲

11. 歯冠修復及び欠損補綴

指摘のあった項目	指摘事項
補綴時診断料	算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。 ア（欠損部の状態、欠損補綴物の名称、設計等）についての要点を診療録に記載していない。（8）▲
	診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 欠損部の状態（10） イ 設計等の要点（13）
印象採得、咬合採得	支台築造、根面被覆について、誤って算定している例が認められたので改めること。▲
有床義歯	残根上義歯の製作に当たっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆を行うこと。（3）

保険医協会では、指導等に関する会員からの相談に随時対応しています。個別指導や新規個別指導の実施通知が届きましたら、ご相談ください。

有床義歯修理	修理内容の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している例が認められたので改めること。（9）▲
	診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、修理内容の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。（7）
歯科技工加算	有床義歯修理の歯科技工加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。 ア 修理の内容

II. 診療報酬の請求等に関する事項

1. 届出事項、報告事項等

指摘事項
次の届出事項について、変更が認められたので速やかに関東信越厚生局長野事務所あてに届け出ること。 ア 保険医の勤務形態の変更 イ 保険医の異動 ウ 標榜診療時間の変更（5）

2. 掲示事項

指摘事項
保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。 ア 次の施設基準に係る事項の掲示をしていない。 - 在宅患者歯科治療時医療管理料 - 歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準 イ 次の施設基準に係る事項の届出をしていないにもかかわらず誤って掲示している。 - 歯科診療特別対応連携加算（3） - 歯科治療時医療管理料

3. 診療報酬請求

指摘のあった項目	指摘事項
総論的事項	診療録と診療報酬明細書において、部位について一致しない例が認められたので、保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。
	審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。
	診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。（6）
診療報酬明細書の記載	診療報酬明細書の記載等について、不備のある例が認められたので適切に記載すること。 ア 摘要欄の歯科パノラマ断層撮影に係る記載について、実際とは異なる算定理由を記載している。

4. 一部負担金等

指摘のあった項目	指摘事項
領収証・明細書	領収証について、領収証の交付を行っていない例が認められたので適切に交付すること。
	明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので、適切に交付すること。

連載は今号で終了となる